

大分大学グローバル感染症研究センター運営協議会細則

令和4年9月7日制定

令和4年グローバル感染症研究センター細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学グローバル感染症研究センター規程（令和3年規程第29号）第10条第2項の規定により、大分大学グローバル感染症研究センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営協議会は、センター長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について審議し、評価及び提言を行う。

- (1) 大分大学グローバル感染症研究センター（以下「センター」という。）の運営及び将来構想に関すること。
- (2) センターの共同利用・共同研究の実施に関すること
- (3) その他センターの管理運営に関する重要な事項

(構成)

第3条 運営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) センターの教授 1人
 - (4) センター以外の本学の教授 1人
 - (5) 学外の感染症に関する有識者 4人以上
 - (6) その他センター長が必要と認める者
- 2 前項の委員のうち、学外の委員の数は、委員の総数の2分の1以上でなければならない。
- 3 第1項各号の委員は、センター長が指名又は委嘱する。

(任期)

第4条 前条第3項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 運営協議会に議長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 議長は、運営協議会を招集し、その議長となる。
- 3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 運営協議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより運営協議会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは、当該議事に参加した委員とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について次の運営協議会において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 運営協議会が必要と認めるときは、委員以外の者を運営協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 運営協議会の事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、運営協議会に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この細則は、令和4年10月1日から施行する。